

石川県公報

平成27年2月27日（金曜日）

号 外

（第 8 号）

目 次

規 則		告 示	
○金沢競馬場厩舎及び宿舎管理規則の一部を改正する規則 (競馬業務課)	1	○石川県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (同)	1
○石川県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日 を定める規則 (公園緑地課)	1	○建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の 指定の一部改正 (建築住宅課)	2

規 則

金沢競馬場厩舎及び宿舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第一号

金沢競馬場厩舎及び宿舎管理規則の一部を改正する規則

金沢競馬場厩舎及び宿舎管理規則（昭和四十七年石川県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。
第十二条第四号中「前年一月一日以降」を「五年前の日の属する年度に属する一月一日以後」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年三月一日から施行する。

石川県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十七年二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二号

石川県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

石川県都市公園条例の一部を改正する条例（平成二十六年石川県条例第四十九号）の施行期日は、平成二十七年三月七日とする。

石川県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三号

石川県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

石川県都市公園条例施行規則（昭和三十九年石川県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「河北門一の門（以下「養櫓等」という。）」を「橋爪門一の門（以下「養櫓等」という。）並びに河北門一の門」に改める。

別表金沢城公園の項を次のように改める。

金沢城公園	養櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓及び橋爪門一の門	1月4日から12月28日まで	午前9時から 午後9時まで
	河北門一の門		
	玉泉庵		

別記第72号の11を次のとおり改める。

No. 菱櫓・五十間長屋・ 橋爪門続櫓・橋爪門 入館券 (区分¥) 石川 県	(切り 離し 無効)	No. 菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓・ 橋爪門 入館券 (区分¥) 石川 県
--	------------------	---

備考 「区分」には、「大人」、「小人」又は「団体」の別を記入する。
右片には、菱櫓等の風景図等を入れる。

密 記

別記第72号の11を次のとおり改める。

告 示

石川県告示第72号

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成19年石川県告示第252号）の一部を次のように改正する。

平成27年2月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。